

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	参議院議員通常選挙用タクシー借上げ(当日)	その他代行	大阪エムケイ株式会社	168,000 円	令和4年7月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	別紙「随意契約理由書」の とおり	—
2	東成区役所雑用給水圧送ポンプ設備不良調査業務委託	その他	株式会社荏原製作所	31,460 円	令和4年7月7日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

NO. 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

参議院議員通常選挙用タクシーの借上げ（当日）

### 2 契約の相手方

大阪エムケイ株式会社

### 3 随意契約理由

本契約は、令和4年7月10日（日）執行予定の参議院議員通常選挙におけるタクシー配車にかかる業務を委託するものである。

タクシーについては台数を確保できる事業者が限られているうえ、選挙時は他区役所においても同様にタクシーを利用するため、早急に業者を決定しなければ必要台数を確保することができず、選挙事務の円滑な運営に重大な支障をきたすこととなる。

令和4年6月3日現在において、仕様にある全台数を確保できる事業者がなかった。そこで、過去の選挙において応札実績がある事業者へ配車可能な台数を確認したところ、大阪エムケイ株式会社が20台、未来都ハイタク事業協同組合が16台との回答を得た。

選挙執行まで期間のない中で早急に契約しなければ、契約の目的を達成する機会を失うこととなるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当することから、タクシーの確保が可能であった上記事業者を特名し契約の相手方とする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

### 5 担当部署

東成区役所 総務課 （電話番号 06-6977-9626）